

今後の検討課題について

今後の検討課題

番号制度に対応するための地方団体における税務システム改修を行うためには、「番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書」を踏まえ、今後、以下の点について検討が必要と考えられる。

課題 ア 情報提供ネットワークシステムとの接続関連
(ア)情報提供ネットワークシステムとの接続仕様
(イ)符号の取得、保有、管理
(ウ)照会用データの仕様(項目、データ形式)

課題 イ 法人番号の仕様、取得方法の具体化を踏まえた地方団体の利用

課題 ウ マイ・ポータルで提供する情報、提供に必要な対応等

課題 エ システム改修費用抑制のための方策

課題 オ 個人情報保護、セキュリティの確保

課題 カ 本人確認のための方策

課題 キ 宛名管理システムのあり方について

課題 ク 住基ネット、既存住基システムの仕様

情報提供ネットワークシステムとの接続関連

番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書

ア 情報提供ネットワークシステムとの接続関連

(ア) 情報提供ネットワークシステムとの接続仕様

中間サーバ(仮称)の設置、アクセスログの保存、情報更新の頻度、求められるサービス・レベル、証明制御されている者の取扱いなど、情報提供ネットワークシステムとの接続仕様に関する事項については、今後明らかにされる情報提供ネットワークシステムの仕様等を踏まえて検討する必要がある。

(イ) 符号の取得、保有、管理

情報連携を行うための符号を取得し、既存の宛名番号と紐付けて保有、管理する必要がある。

これについても、今後明らかにされる情報提供ネットワークシステムの仕様等を踏まえて検討する必要がある。

(ウ) 照会用データの仕様(項目、データ形式等)

地方税分野からは個人住民税に関する情報を提供することを予定しており、具体的な項目、データ形式について情報提供ネットワークシステムの仕様やユースケースの検討、主務省令等を踏まえ、地域情報プラットフォーム標準仕様を参考にしつつ検討する必要がある。また、扶養是正のための情報提供に必要なデータ項目や、未申告のため証明制御になっている場合の回答方法などについて検討する必要がある。

- 内閣官房が「番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」において、インターフェイスシステムや中間サーバー等の技術標準の検討を行うこととしており、上記(ア)～(ウ)については、本調査研究に合わせて地方税システムでの対応を検討
- 地方税分野が提供するデータの項目のみならず、地方税の賦課徴収のため、他の組織に照会するデータ項目についても合わせて検討
- 上記(イ)については、「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」が議論している「中間サーバの構築に係るガイドライン」においても方向性が示されており、これを踏まえて地方税システムの対応を検討

法人番号の仕様、取得方法の具体化を踏まえた地方団体の利用

番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書

イ 法人番号の仕様、取得方法の具体化を踏まえた地方団体の利用

地方団体での利用に耐える加工可能なデータであること、地方団体での利用に耐える取得方法であること、地方団体での利用に耐える法人情報が提供されることなどが望まれるが、これらについては、国税庁の検討を踏まえる必要がある。

- 法人番号の付番を担う国税庁の検討を踏まえて検討


マイ・ポータルで提供する情報、提供に必要な対応等

番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書

ウ マイ・ポータルで提供する情報、提供に必要な対応等

マイ・ポータルのあり方についての今後の検討を踏まえ、提供する情報、提供に必要な対応等について検討することが必要である。

なお、利用面について、番号制度に係る地方税務システム検討会において、給付や税の還付、義援金等の早期支払を可能とするため、本人の選択でマイ・ポータルに口座を登録できるようにすべきとの意見があった。


- 
- 内閣官房がマイ・ポータルに関する調査研究でユースケースの分析、Web画面の作成、国内外のマイ・ポータルに活用可能な事例調査等を行う予定であり、本調査研究の結果その他のマイ・ポータルの検討状況を踏まえて地方税システムでの対応を検討

システム改修費用抑制のための方策

番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書

エ システム改修費用抑制のための方策

システム改修費用を抑制するための方策について引き続き検討する必要がある。

- 
- 内閣官房が「番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」において、地方団体の既存システムについて影響調査を行うこととしており、また、「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」では共同利用についても検討を行っている。これらを踏まえて地方税システム改修費用を抑制する方策について引き続き検討
 - また、上記既存システムの影響調査では、業務フローについても見直すこととしており、結果を踏まえて地方税の業務フローについても改めて見直し

個人情報保護対策、セキュリティの確保

番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書

オ 個人情報保護対策、セキュリティの確保

特定個人情報保護評価の実施、地方団体内での情報連携のあり方など、個人情報保護、セキュリティの確保のために必要な対応については、システム改修の規模に影響を与える事項でもあり、制度全体の検討を踏まえ対応する必要がある。

- 内閣官房の個人情報保護ワーキンググループにおいて個人情報保護評価等について検討しており、また、「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」が今後、番号制度に対応した個人情報保護対策について検討することとしており、これらを踏まえて地方税システムの対応を検討

本人確認のための方策等

番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書

カ 本人確認のための方策

マイナンバー法第12条に規定する本人確認のための方策については、原則個人番号カードによることとされているが、郵送などで個人番号カードによる本人確認ができない場合の対応について今後策定される番号法政令を踏まえる必要がある。

- 社会保障・税一体改革大綱において、「『番号』の告知・本人確認の実効性向上のための措置」について検討することとされたことを踏まえ、マイナンバー法案成立後の政省令の策定の検討と合わせて地方税分野での対応を検討
- また、マイナンバー、法人番号の記載を求める申告書等については、画面・帳票の改修としてシステム改修規模に影響を与えるものであり、地方税分野についても、なるべく早期に具体的な様式の改正について明らかにする必要

社会保障・税一体改革大綱(抄)(平成24年2月17日 閣議決定)

第2部 税制抜本改革 第3章 各分野の基本的な方向性

6. その他

社会保障・税番号制度の導入に伴い、税務分野において番号制度の適正な利用を確保するためには、納税者や事業者の方々に申告書や法定調書に「番号」を記載して頂くといった手続が必要となる。これらについては、平成24年通常国会に提出した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」という。)の整備法において、所要の措置を講ずることとする。

また、納税者利便の向上策や、「番号」の告知・本人確認の実効性向上のための措置、法定調書の拡充等については、マイナンバー法及び同法の整備法成立後、納税者・事業者の負担等にも配慮しつつ、引き続き検討する。

宛名管理システムのあり方・住基ネット、既存住基システムの仕様

番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書

キ 宛名管理システムのあり方について

マイナンバーの履歴管理については、既存住基システム又は住基ネットのみで行うのか、地方税システム、宛名管理システムなどでも行う必要があるのかの整理が必要である。また、宛名管理システムがマイナンバー利用範囲外の事務についても対象としている場合のマイナンバーの管理のあり方などについても、引き続き検討することが必要である。

ク 住基ネット、既存住基システムの仕様

都道府県の住民、市町村の住登外者についてのマイナンバーの初期突合や真正性確認等で住基ネットとの接続が見込まれるところであるが、具体的な方法については、今後の検討を踏まえる必要がある。

また、宛名管理システムが連動する既存住基システムの仕様についても、自治行政局住民制度課の検討や番号法政令を踏まえる必要がある。

- 内閣官房が「番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」において、インターフェイスシステムや中間サーバー、既存システム等の技術標準の検討を行うこととしており、上記については、本調査研究に合わせて地方税システムでの対応を検討（地方税分野が提供するデータの項目のみならず、地方税の賦課徴収のため、他の組織に照会するデータ項目についても合わせて検討）
- 「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」が議論している「住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン」「中間サーバの構築に係るガイドライン」においても方向性が示されており、これを踏まえて地方税システムの対応を検討

今後のスケジュール(イメージ)

